

全国首長九条の会ニュース

2022年1月5日 第31号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075
fax03-3221-5076 メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp 口座番号 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

2022年 あけましておめでとうございます

みなさん、新年あけまして、おめでとうございます。昨年は、総選挙の結果を受けて、改憲を許さない、戦争する国づくりを許さない決意を示すため、第2回総会と市民のつどいを開催することができました。リアルとZOOM併用での開催でしたが、「タイムリーな開催だった」「元気をもらえた」などの感想も寄せられました。一方、政府・自民党は、中国や北朝鮮の脅威を理由とした「敵基地攻撃能力」の保有に関する検討を本格化させ、安倍元首相が「台湾有事は日本の有事」などと発言するなど、「武力攻撃事態」によって日本の参戦、すなわち日本本土が戦場となる極めて危険な道に踏み込もうとしています。その意味で今年は、戦争させない、改憲を食い止める年にしなければなりません。1月23日には、呼びかけ人でもある瑞慶覧長敏南城市長の選挙と名護市長選挙があります。勝利しなければなりません。そして7月には参議院選挙です。第2回総会での豊かな発言とアピールを力に、会員を拡大し、署名を広げ、地域から活動を進めることを呼びかけます。

今号から、「全国首長九条の会」第2回総会と市民のつどいの報告を掲載します。

「戦争につながる9条改憲を決して許さない」

全国首長九条の会第2回総会と市民のつどいを開催



2021年12月12日、全国首長九条の会は、都内で「第2回総会と市民のつどい」を開催しました。当日はオンラインも含め、現職5人を含む28人の首長・元首長と、各地の九条の会に参加する市民など約60人が参加。達増・岩手県知事、玉城・沖縄県知事

などからメッセージがありました。

「つどい」は矢野裕事務局次長の司会で始まり、共同代表の川井貞一・元宮城県白石市長が開会あいさつ。「九条の会」世話人の田中優子・前法政大学総長が、「多様性に向かう時代に～首長九条の会への期待」を

話しました。(あいさつ全文は以下のとおり)

続いて、共同代表の松下玲子・武藏野市長、呼びかけ人の保坂展人・世田谷区長、村木英幸・あきる野市長の3氏が東京の現職首長としての思いなどを語りました。

総会は、森久一・元宮城県山元町長が議長を務め、鹿野文永事務局長が、新たな『憲法改悪を許さない全国署名』の成功へ積極的に取り組むなどの活動方針案、決算報告、役員案を提案。吉田万三・元東京都足立区長が監査報告を行いました。

討論と交流では、平尾道雄・滋賀県米原市長、伊波洋一・元沖縄県宜野湾市長、瑞慶覧長敏・南城市長、鈴木俊夫・前秋田県湯沢市長、大藏律子・元神奈川県平塚市長、長尾淳三・元大阪府東大阪市長、佐藤和雄・元東京都小金井市長の首長・元首長と、市民を代表して、あきる野九条の会の前田眞敬事務局長が発言。草の根から、地域から、戦争につながる9条改憲を断固阻止しようと訴えました。

活動方針案、決算報告、監査報告、新役員案を拍手で採決した後、上原公子・事務局次長が、「改憲をめぐる当面の重要な争点は、第一に、憲法審査会での改憲発議を阻止することであり、第二は、来年夏の参議院選挙で改憲勢力3分の2を食い止めること」とする総会アピールを提案。拍手で採択されました。

取材した共同通信は、「9条改憲、戦争につながる自治体首長ら、阻止を決意」という記事を配信。全国の地方紙、ロイターやORICON NEWSなど40社以上で掲載され、憲法をめぐる情勢の中で非常に注目を集めました。「つどい」はユーチューブで見ることができます。<https://youtu.be/3HkKH1Ir1W8>か、「全国首長九条の会 YouTube」です。

「多様性に向かう時代に～首長九条の会への期待」 九条の会世話人・前法政大学総長 田中優子さん



みなさん、九条の会の世話人をしております、田中優子でございます。全国首長九条の会の開催、おめでとうございます。この首長の会というものがこのように組織されているということは私はよく存じませんでした。しかしそれを知った時に、これは大事なことだと思いました。

と言いますのは、明治以降の日本と言うものは、全国が中央集権に向かった統一されていく時代として、日清戦争、日露戦争、日中戦争、そして太平洋戦争というように戦争が続いていきました。私は江戸時代を専門にしていますが、江戸時代というのは、約270藩にのぼる藩の分権社会でした。中央集権か分権かというのは、それぞれメリットとデメリットがあります

が、コロナ禍でみていますと、やはり実際にそれぞれの地域の事情というのも、現実というものがあります。例えば学校を開くか開かないかという決断や、PCR検査をどのような規模で行うかという決断であるとか、実際に首長さんによっては、その決断をなさった。そのようなことが現場の事情によって判断できるということが、危機的な状況のもとでは特に必要だと思いました。

その意味でも、この現代においても、中央集権的なあり方、つまり政府が決めたことをただやるということではなくて、できるだけ現場が判断できる仕組みが必要ではないかということを痛感しています。

また今の状況に私は大変危機感を覚えていまして、憲法改悪に向かって行くのではないかと考えています。それは日本学術会議問題の頃から、この状況はこのまま放っておくと、戦前の1930年代に似てくるという予感がいたしました。1930年代と言うのは、31年に満州事変が起こるのですが、この頃から文部省は学生の思想調査を始めるのです。それから上海事変が起こると、その次の年には小林多喜二の検挙・虐殺が起こる。それから滻川事件という非常に記憶が鮮明な事件がありまして、文部大臣が大学の教授の辞職を要求して、その通りになってしまふということが起こるわけです。それからみなさんもご存じだと思いますが、35年には美濃部達吉の天皇機関説が不敬罪で告発されるわけです。37年には盧溝橋事件が起きて、日中戦争になるのです。その年には、矢内原東大教授が大学を追われることになります。そして38年に国家総動員法ができるのです。このような流れの中では、研究者だけではなくて、例えば映画法なんていうものができるのですが、これは脚本が事前に検閲されるという法律なのです。ですから研究だけではなくて、様々な表現に対して政府が関与していく。そのことと、大きな戦争はつながらないと思われるかもしれません、実は一つ一つの事件が起きて、それが最終的には戦争になっていくのです。そのようなことがちょっとずつ進んでいった時代があります。

1940年には日独伊三国同盟ができる、41年には真珠湾攻撃がありますので、今年はそれから80年たったわけです。一連のことが続けて起こりますので、私は、この2、3年前あたりから、これから何が起こるのか、注目しておかなければならぬと思うようになりました。

憲法がどちらの方向に行くかにも、注目しています。私は九条の会の世話人として、ここにきていますが、憲法の改悪問題というのは9条だけ注目するのでは足りないと思っています。憲法24条であるとか、憲法前文であるとか、現行憲法と自民党の憲法改正草案を比較する。これはホームページ上でも比較しているものがありますし、自民党も憲法改正草案を公開しています。自民党は完全な改正に至るまで努力をします

しょう。

たとえば憲法24条。現行憲法では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」という一文があります。自民党憲法草案は、この文書の前に、一文付け加えているのです。「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならぬ。」という一文です。また削除している所があります。それは「両性の合意のみ」の「のみ」という言葉です。「のみ」の削除というのは、小さなことのように見えるのですが、すごく大きなことで、「両性の合意のみ」というのは、親が口を出せませんとか、関係のない人も口は出せませんと言う意味ですね。しかし「のみ」を削ってしまうと、「両性の合意だけでなくその他いろいろあってもいい」という意味になってしまいますので、大きな違いがあります。ですから24条だけ見ても、「家族」という概念を、自民党憲法草案というものはとても重要視しているということがわかります。

それは前文と比較してみると、自民党憲法草案の前文の中には、「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」つまり国家の形成の単位は「家族」であるということを言っているわけです。

「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するためここにこの憲法を制定する」と、憲法制定の理由というものを、「子孫に国家を継承するため」だと言っているのです。ここでも「家族」が中心になっています。

それから第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」ということですが、自民党憲法草案は、「個人」という言葉をなくして「人」という言葉にしています。その他、いろんなところで「個人」という言葉が消えています。それから自民党憲法草案では、「生命・自由・幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り」と言っています。現行憲法は、「公共の福祉」ですね。「公共の福祉」というのは、「多くの人たちの幸福」という意味ですが、「公益及び公の秩序」というのは、何を言っているかといえば「利益」のことです。公の利益と言っていますが、国家利益ということです。国家利益はだれの利益のことかはつきりしません。

利益だけでなく秩序ということも言っています。つまり「幸福」ではなくて、「利益と秩序」の方が大事だと言っています。

このように憲法を比較するだけで、社会像、価値観が浮かび上がってくるのですね。9条のみならず、そちらの方向に改悪していくだろう。もちろんこれは、「国防軍」を作る。「天皇を元首とする」も入っているわけです。それらが一体になって、「家族」の単位を基本としながらそのような国を作っていくという

価値観になっています。

そう考えてみると、「選択的夫婦別姓」制度がどうして通らないのかよくわかります。つまりそれが通っては困るという家族観があるし、多様性の尊重ということを真剣に考えてはいないだろうということです。まさに「選択的」という言葉で表されるように、選択できるというのは、多様性の社会を認めるということですね。ですから「選択できる社会を認めない」ということは、多様性を認めないということです。そのようなことを価値観の基本にして成り立っている国をめざしていくという、そういう方向であることを私たちは知っていなければなりません。これは「ること」がまず大事で、やはりその方がいいのではないか、「家族を中心とする国家の方がいい」と思う方は賛成すればいいだけのことです。

何がいいとか悪いとかという話を、いましているのではなくて、それを知っておく必要があると申し上げているわけです。

4項目を自民党は出しています。4つの項目で改正すると言っていますけれども、このように全体を見て見ますと、そちらの方向に少しずつ改定するという意図だろうと。もちろん敷居を低くするような条項が入っていますね。三分の二を二分の一にするとか、国民投票においても、有効投票数の半分という表現を変えていますので、投票率が50%だった場合、国民の25%で憲法を改正できることになってしまうわけです。そのようなことをプランとして持っていることを私たちは知ったうえで、憲法の問題に向かっていきたいと思っています。

これから社会をどのように考えるかというのは、個々の方々の価値観したいのですが、私は、日本国憲法があくまで重要視している、「個人」という価値をいま改めて考える必要があると思っています。その

「個人」を基礎とした新しいコミュニティーということを考える。それから、そこには必ず多様性という問題が入っていかなければならない。多様性に向かう社会ということです。これは婚姻の制度だけではなく、LGBT、その他様々な意味での多様性を私たちは気が付き始めているわけですが、その多様性を、社会や、社会の制度の中に、どのように組み入れていくのかということは、大変難しい問題ではあります。それは例えば、それぞれの自治体が向き合う問題でもあります。自治体の中でのみできる、自治体でもできる、そういう多様性の許容の仕方というものはあると思うのですね。自治体が次々に、その多様性を許容する制度を作っていく。これも私は国を変える上で大変重要な事だろうと考えております。

与えられた時間は過ぎてしましますので、おしまいにしたいと思いますが、9条は当然のことながら、是非憲法の問題に注目し、一緒に考えていきたいと思います。これからもよろしくお願ひいたします。